

「半公然性を有する通信」についての考察

Consideration of "communication with a semi-public property"

中島尚樹・法制倫理分科会・情報セキュリティ大学院大学

The concept of "secrecy of communications" are those that developed in times of mail or phone. It is various disadvantages occurs in the Internet age. Based on such awareness, this paper consider a new communication area "communication with a semi-public property".

① 研究テーマ

様々なインターネットサービスの発展に伴い、「半公然性を有する通信」という新たな領域が生まれ、法やガイドラインが対応出来ていないのではないかと？

② 通信と表現の中間領域の発生

1対1の双方向的・秘密性を有する『通信』

サービス例：メール、1対1のメッセージ

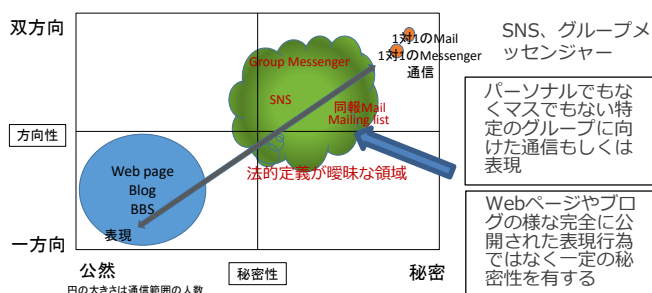
1対1ではない、通信内容は公開ではない
『半公然性を有する通信』新たな領域

サービス例：SNS、グループメッセージ

不特定多数への公開性を有する『公然性を有する通信』=『表現』

サービス例：Webページ、ブログ、掲示板 ※放送法に定義される放送は本研究での通信（電気通信）とは別と位置付ける

③ 半公然性を有するサービス



SNS、グループメッセージ

パーソナルでもなくマスでもない特定のグループに向けた表現行為ではなく一定の秘密性を有する

④ 定義と法的課題

■ 通信の特性

	コミュニケーション種別	秘密性	方向性	範囲性
通信	パーソナル	秘密	双方向	特定個人
半公然通信	グループ	秘密	双方向	特定少数
公然通信	マス	公開	一方方向	不特定多数

■ 通信の法的地位

	該当法	主な保護法益	プロバイダ責任制限法
通信	憲法（通信の秘密） 電気通信事業法（通信の秘密）	プライバシー	適用外
半公然通信	?	?	?
公然通信	憲法（表現の自由）	表現の自由	適用内

■ 「半公然性を有する通信」の定義の考察

パーソナルでもマスでもなく、特定グループにおいて双方向的だが公開性を有しない通信。（考察中）

■ 「半公然性を有する通信」の法的課題の考察

- 通信の秘密によるプライバシー保護が優先される？
 - 表現行為による権利侵害からの保護が優先される？
- 憲法、電気通信事業法、プロバイダ責任制限法などの関連する法・ガイドラインで扱いが曖昧。
下記の様な運用がすでに実施されているが通信の秘密を侵害していないのか？
- プロバイダにおける、SNS・メッセージングサービス等での投稿監視、通報機能。
 - SNSにアップロードされる児童ポルノを画像検出技術にてスキャンし摘発。

⑤ 今後の研究方針・目的

- 『半公然性を有するサービス』の明確な定義を行う。
- 実効性の高い、法・ガイドライン・利用規約等の対応基準の検討。

- SNS、グループメッセージ等で発生する権利侵害情報・違法有害情報への適切かつ迅速な対応の実現
- 通信事業者等において法・ガイドライン等で担保された状態での対応の実現